

令和8年第4回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和8年4月16日(木)
- 2 場 所 芳賀町役場202会議室
- 3 開 会 午前 時 分
- 4 出席委員 教 育 長 大島 政春
教育長職務代理者 塩野 由子
委 員 山口 友也
委 員 小林 佐知子
委 員 渡辺 信夫
- 5 出席職員 学校教育課長 上野 真美
生涯学習課長 田中 一紀
学校教育課学校教育係長 松本 薫
学校教育課課付係長 涌井 俊裕
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 荒井 史子
- 7 議 題

(1) 審議事項

報告第3号 区域外就学について

報告第4号 芳賀町地方スポーツ文化芸術振興費補助金交付要綱の制定について

報告第5号 芳賀町総合型地域スポーツクラブ自立支援事業費補助金交付要綱の制定について

報告第6号 芳賀町総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業費補助金交付要綱の制定について

報告第7号 芳賀町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の制定について

報告第8号 芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

議案第21号 令和7年度準要保護児童生徒の認定について

議案第22号 令和8年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第23号 令和8年度芳賀町学校運営協議会委員の任命について

(2) 協議事項

なし

8 議事の内容

| 発言者 | 内 容 |
|----------------------------|--|
| 大島教育長 委員全員 大島教育長 | <p>ただ今の出席委員は、4人です。 定足数に達しておりますので、これから令和8年第4回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って会期は、本日1日と決定しました。</p> |
| 委員全員 大島教育長 | <p>芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。 従って前回の会議録は、承認されました。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、小林佐知子委員にお願いします。 続いて、教育長事務報告です。 ＜資料に基づき報告を行った＞</p> |
| 大島教育長 委員全員 大島教育長 | <p>それでは議事に入る前に報告第3号、議案第21号から23号については個人情報が含まれているため、非公開としてよろしいでしょうか。 異議なし。 それでは非公開とさせていただきます。これから議事に入ります。</p> |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div> |
| 大島教育長 委員全員 大島教育長 | <p>続きまして、報告第4号から6号については、芳賀町総合型地域スポーツクラブの補助金に関する交付要綱の制定です。関連した内容であることから一括で議題にしたいと考えていますがよろしいでしょうか。 異議なし。 それでは、報告第4号 芳賀町地方スポーツ文化芸術振興費補助金交付要綱の制定について、報告第5号 芳賀町総合型地域スポーツクラブ自立支援事業費補助金交付要綱の制定について、報告第6号 芳賀町総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業費補助金交付要綱の制定についての件を議題といたします。事務局に議</p> |

| 発言者 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 荒井書記 大島教育長 田中課長 | 案を朗読させます。 （議案朗読） 提案理由の説明を求めます。田中課長お願いします。 はい。3案件につきましてご説明いたします。資料は、別紙2、別紙3、別4になります。 本案件は、令和8年度から本格的に活動を開始する芳賀町総合型地域スポーツクラブに対し、活動に必要な経費の一部を補助するため各種補助金交付要綱を制定するものであります。 なお、本案件は、本クラブの設立が令和8年3月28日であったことや国庫補助金に係る要望等の確認に時間を要したことから、教育委員会にお諮りする時間的余裕がなかったため、教育長の専決処分とさせていただき、本日も報告申し上げます。 それでは、概要について説明いたします。別紙2をご覧ください。 報告第4号、芳賀町地方スポーツ文化芸術振興費補助金については、本クラブが実施する中学校部活動の地域展開に関する事業に対して交付するものであります。主に、指導者の日当等が対象となります。 次に、別紙3になります。報告第5号芳賀町総合型地域スポーツクラブ自立支援事業費補助金については、本クラブが実施するスポーツ体験会の事業に対して交付するものです。主として指導者の日当、用具購入費、広告費等が対象になります。 続いて別紙4になります。芳賀町総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業費補助金は、本クラブの運営に係る経費に対して交付するものです。主に職員の人件費、事務用品、通信費等を対象としております。 以上が報告第4号から第6号までの概要になります。 |
| 大島教育長 委員全員 | ただいまの説明について質疑はありませんか。 （質疑なし。） |
| 大島教育長 | 質疑なしと認めます。続きまして、報告第7号 芳賀町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の制定についての件を議題といたします。事務局に朗読させます。 |
| 荒井書記 大島教育長 田中課長 | （議案朗読） 報告案件ですので説明を求めます。 はい。別紙5になります。 本件は、昨年度、小中学校体育館へ空調機器の設置にあたり、芳賀町立小学校及び中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例の制定をしたことに伴い、新たに規則を制定し、具体的な手順など必要な |

| 発言者 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 大島教育長 委員全員 大島教育長 | <p>事項について定めたものになります。</p> <p>内容については、従来の手順と大きく変わるところはありませんが、空調機の使用料を設定したため、第7条に使用料の減免に関する事項を追加させていただいております。</p> <p>以上が報告第7号の概要になります。</p> <p>ただいまの説明について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p> |
| 大島教育長 荒井書記 大島教育長 田中課長 | <p>質疑なしと認めます。続きまして、報告第8号 芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を議題とします。事務局に議案朗読させます。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>報告案件ですので説明を求めます。</p> <p>別紙6をご覧ください。</p> |
| 大島教育長 委員全員 大島教育長 | <p>本件は、町第2体育館への空調機の設置にあたり芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例の一部改正をしたことに伴い、施行規則の一部を改正するものです。具体的には、別紙6の2枚目になりますが、規則に定めております別記様式について、様式第1号を第1号の1、第1号の2とし、使用する施設及び使用区分に、冷房・暖房に関する区分を追加させていただいたものです。</p> <p>以上が、報告8号の概要になります。</p> <p>ただいまの説明について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> |
| | <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき非公開</p> |
| 大島教育長 委員全員 大島教育長 | <p>以上で議事は終了しました。慎重なご審議ありがとうございました。その他といたしまして委員の皆様から協議事項等ありましたらご発言願います。</p> <p>(協議事項なし。)</p> <p>それでは、これで本日の教育委員会を閉じます。慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>次回は、5月21日(木)午前9時30分からとなります。</p> |